

## 1. 受講資格

本講習会を受講するためには、下表①～⑪いずれかの条件を満たす必要があります。

区分	学歴や規定された条件等	工作物に関する 実務経験年数
①	<b>石綿作業主任者技能講習を修了した者</b> (労働安全衛生法別表第 18 第 23 号)	—
②	<b>下記条件を満たした上で大学（短期大学は除く）を卒業</b> ※：工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めていること	卒業後に 2 年以上
③	<b>下記条件を満たした上で短期大学を卒業</b> (学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者) ※：工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものは除く。）を修めていること ※：修業年限が 3 年の場合は、同法による専門職大学 3 年の前期課程を含む	卒業後に 3 年以上
④	<b>上記③を除き下記条件を満たし短期大学を卒業</b> (学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者) ※：工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めていること	卒業後に 4 年以上
⑤	<b>下記条件を満たした上で高等学校又は中等教育学校を卒業</b> ※：工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めていること	卒業後に 7 年以上
⑥	<b>学歴・経験等の規定なし</b>	11 年以上
⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者</b> ※：労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 108 号)による改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号</li> <li>・ <b>作業環境測定士</b> ※：作業環境測定法（昭和 50 年法律 28 号）第二条第五号・第六号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。</li> </ul>	5 年以上 ※ <b>工作物石綿事前調査</b> に関する経験が対象
⑧	<b>建築行政に関して 2 年以上の実務の経験を有する者</b> ※石綿の飛散の防止に関するものに限る。	2 年以上
⑨	<b>環境行政に関して 2 年以上の実務の経験を有する者</b> ※石綿の飛散の防止に関するものに限る。	2 年以上
⑩	<b>産業安全専門官若しくは労働衛生専門官のいずれかに該当する者であったこと</b> (労働安全衛生法第 93 条 1 項)	—
⑪	<b>労働基準監督官として 2 年間以上職務に従事した経験</b>	—

## 2. 各種提出種類・顔写真について

### (1) 各種提出書類について

受験区分によって、準備する書類が異なります。必要な書類について下表でご確認ください。

区分	顔写真	住民票	受講申込書		その他必要書類
			様式 1	様式 2	
①	○	○	○	—	・石綿作業主任者技能講習修了証明書コピー
②	○	○	○	○	・対象学校の卒業証明書 ・上記学校の履修科目証明書
③	○	○	○	○	
④	○	○	○	○	
⑤	○	○	○	○	
⑥	○	○	○	○	※特になし
⑦	○	○	○	—	・申請する資格の証明書類コピー ・建築物石綿含有建材調査に関する職務経歴書
⑧	○	○	○	—	・行政機関職務経歴証明書
⑨	○	○	○	—	・行政機関職務経歴証明書
⑩	○	○	○	—	・人事発令通知書の写し又は経歴証明書
⑪	○	○	○	—	・該当職務の経歴証明書

※各種証明書は、裏面がある場合は裏面の写しもお送りください。

※対象区分の詳細については前のページをご確認ください。

※受講区分②～⑥で申請される方で**会社代表者**の方の場合は別途、経験を有する事を証明するための書類提出が必要となります(建設業許可証の写し・工事請負書の写しなど)。

### (2) 顔写真の準備について

**申込時に提出した写真が修了証明書に印刷されますので、**

**本人確認のしやすい鮮明な写真を提出してください。あとから写真の変更は出来ません。**

- ・顔写真のサイズは、縦 4.0 cm×横 3.0 cm
- ・無背景、脱帽、アクセサリ等は外した状態
- ・6 ヶ月以内に撮影されたカラーでフチなしのもの
- ・写真店等で撮影された明るさやコントラストが適切で鮮明なもの
- ・データで提出する場合は、jpg/jpeg/png のいずれかの形式とする。

(推奨サイズは、縦 560 ピクセル、横 420 ピクセルで縦横比 4×3 で 1MB 以内です)

※当センターにて支障ありと判定した場合、規定の証明写真を再提出していただくか、受講できない場合があります。